

議案第 27 号

世田谷区立北沢小学校閉校に伴う通学区域の変更

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 14 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 堀 恵子

(提案説明)

世田谷区立北沢小学校の廃止に伴い、世田谷区立下北沢小学校の通学区域を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立北沢小学校の廃止に伴い、世田谷区立下北沢小学校の通学区域を変更し、平成30年4月1日から適用する。

1 世田谷区立北沢小学校閉校後の通学区域

通学区域	通学する小学校	
	平成30年3月31日 まで	平成30年4月1日 から
北沢三丁目1番から～19番まで、 北沢四丁目1番から7番まで、17番 から33番まで、 北沢五丁目全域	北沢小学校	下北沢小学校

※別紙「通学区域変更図」参照

通学区域変更図

